

福山市立西小学校 P T A 会則

第1章 総 則

第1条 この会は、福山市立西小学校 P T A と呼びます。

第2条 この会の事務局は、福山市立西小学校におきます。

住所：福山市西町一丁目 1 4 - 1 7

第2章 目的と方針

第3条 この会は、会員相互の教養を高め、理解と協力により児童の幸福をはかり、教育環境の整備、福祉を推進することを目的とします。

第4条 この会は、前条の目的を本旨とする民主団体として、次の方針で活動します。

1. この会の目的に合った活動をしている他の団体や機関と協力します。
2. 特定の政党や宗教にかたよったり、また専ら営利を目的とした活動はしません。
3. 自主的活動を重んじ、外部からの支配や干渉を受けません。
4. この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別途定めた「福山市立西小学校 P T A 個人情報取扱規定」に基づき、適正に運用するものとします。

第3章 活 動

第5条 この会は、前章の目的をとげるために次の活動を行います。

1. 会員のための学習活動
2. 家庭・学校・社会における児童の生活環境を一層よくするための活動
3. 児童の福祉増進や保健衛生状態の改善
4. 家庭と学校の密接な連絡による児童の生活補導活動
5. 会員相互の親睦を増し、会の組織を強化するための活動
6. その他、この会の目的をとげるために必要な活動

第4章 会 員

第6条 この会は次のものを会員とします。

1. 西小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者
2. 西小学校に在籍する教職員

第5章 会 計

第7条 この会に必要な経費は会費・その他の収入をもってあて、会費をもってあてるものを一般会計とし、その他の収入をもってあてるものを特別会計とします。

第8条 この会の会費は、一会員月額300円、年額3600円とします。

第9条 この会の会計は次のとおり行います。

1. この会の一般会計は、総会で議決された予算にもとづいて行います。但し、理事会の承認を得て予算内での科目の流用をすることができます。
2. 特別会計は、理事会の承認を得て執行し、総会に報告します。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとします。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役 員

第12条 この会は次の役員をおきます。

本部役員

会長	2名（統括1名、渉外担当会長1名）
副会長	6名
書記	1名
書記補佐	1名
会計	2名（内1名は教頭とする）
会計補佐	1名
教職員代表	1名

第13条 役員の任期は原則として2年とし、毎年半数ずつ改選するものとします。但し特別な場合にはこの限りではありません。

第14条 役員は役員選任規定に定めるところにより選出し、総会の承認を得て決定します。

第15条 役員は次の任務にあたります。

1. 会長2名は、統括、渉外担当会長に分かれて任務にあたります。
会長（統括）は、この会を代表し、会務を統括します。また渉外担当会長と連携し、活動します。
渉外担当会長は、市P連等、学校外の団体からの要請への対応を主に行い、会長（統括）をサポートし、活動します。
2. 副会長6名は、会長補佐（5名）、渉外に分かれて任務にあたります。
副会長（会長補佐）は、会長（統括）（渉外担当会長）を補佐し活動します。また、理事会の司会及び書類確認、この会の会務の記録等行い運営を助けます。
副会長（渉外）は、福山市PTA連合会からの要請に対応します。また、会長

- (渉外担当会長)と連携し活動します。
3. 書記は、この会の文書事務をします。
 4. 会計は、この会の会計を掌り、監査を受けて決算報告をします。

第7章 顧問

第16条 この会は顧問を置くことができます。

1. 顧問は役員会が推薦し理事会にて承認します。
2. 顧問は役員等の相談に対応するとともに、役員から依頼のある会議に出席し、意見を述べるすることができます。
3. 任期は年度末までとします。
4. 但し、顧問は再任することができます。

第8章 委員

第17条 この会は次の委員をおきます。

1. 学年部委員
 学年代表委員 各学年2名
 まちづくり委員 各学年1名
 総務部委員 各学年2名、教職員より2名
2. 難聴学級代表 1名、支援学級代表 1名
3. 会計監査委員
 会計監査 3名（内教職員 1名）

第18条 委員は委員選任規定に定めるところにより選出し、委員の任期は1年とします。

第19条 委員は次の任務にあたります。

1. 学年部委員、総務部委員、教職員代表は、この会の企画運営にあたります。
2. 学年代表委員は理事として理事会に出席し、行事の企画・運営の代表者として他の委員や係のまとめ役をします。
3. まちづくり委員は、西学区まちづくり推進委員会への出向委員となります。各部会（健康づくり部会・環境部会・安全部会・文化部会・総務部会）に所属し、活動することを主な仕事とします。
4. 総務部委員は、総務部会に所属し、活動することを主な仕事とします。
5. 難聴学級代表・支援学級代表は理事として理事会に出席し、難聴学級・支援学級との情報伝達を主な仕事とします。
6. 会計監査委員は、この会の会計を監査し、総会に結果を報告します。

第9章 地域部

第20条 この会は次の委員をおきます。

地域部委員

各地域より1名、補佐1名

教職員より1名

第21条 委員は地域部選任規定に定めるところにより選出し、任期は1年とします。

第22条 委員は次の任務にあたります。

1. 地域における児童の交通安全等、校外生活指導
2. こども110番の登録者への連絡・調整
3. その他必要な活動

第10章 会 合

第23条 この会は総会、理事会、本部役員会、学年部会、総務部会、地域部会、特別委員会を設けます。

第24条 総会

1. 総会の形式は、原則対面とします。
2. 総会はこの会の最高議決機関で、定期総会は年1回、年度初めにひらきます。臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上が請求したとき、会長が招集します。
3. 会長が必要と認めた場合、もしくは総会開催が困難な場合、書面決議も可とします。書面総会を行う場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行います。
この場合において、会員数の2分の1の議決権行使書の提出があった場合に総会は無効なものとし、議決はその過半数で決するとします。
4. 総会での議決は、出席者の過半数を必要とします。
5. 総会では概ね次のことを審議します。
 - (1) 事業計画
 - (2) 決算および予算の審議承認
 - (3) 役員の承認・決定
 - (4) 会則・規定の改正、経過報告
 - (5) その他

第25条 理事会

1. 理事会の形式は、原則対面とします。会長が必要と認めた場合、もしくは理事会開催が困難な場合、書面決議も可とします。
2. 理事会は、会長(統括)・副会長・書記・書記補佐・会計・会計補佐・学年代表委員・

総務部部長・地域部部長・難聴学級代表・支援学級代表・校長・教頭・教職員代表をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として、次のことを行います。

※会長(渉外担当会長)を除く。

- (1) この会の目的達成に必要な活動の企画運営及び調査・研究
- (2) 総会に提出する議案の審議
- (3) 本部役員会及び各部会から提出された事項の審議・処理
- (4) 特別会計に関する審議
- (5) 本部役員及び会計監査に欠員が生じた場合の審議
- (6) 規定の改正
- (7) その他、会員から委任された事項の審議・処理

第26条 本部役員会

1. 本部役員会は、次のことを行います。
 - (1) 年間活動計画の作成
 - (2) 理事会に提出する議案の起案
 - (3) 専門部が所管する活動以外の事務処理と各専門部との連絡調整
 - (4) 各部会、理事会に属さない案件の処理
 - (5) 対外的なPTA行事の参加
2. 緊急な問題により総会又は理事会を招集することが困難な場合は、ここにおいて審議・決定します。ただし、後日総会又は理事会に報告し承認を得るものとします。

第27条 学年部会

1. 学年部会は、全員係制のもと会員全てが各係活動に積極的に参加し推進する、本会の活動母体となります。
2. 学年代表は、必要に応じて学年集会を開き、児童の学校生活の向上、学校教育の進展に協力します。

第28条 総務部会

1. 部長は、必要に応じて部会を開き活動することができます。
2. 総務部会は、会員相互の教養を高め、親睦をはかります。また、児童の福利厚生を増進し、学校保健等が十分な効果をあげるようにつとめます。
3. PTA活動推進のための各種の広報活動を行います。

第29条 地域部会

1. 部長は、必要に応じて部会を開き活動することができます。
2. 地域部会は、児童の安全意識・向上に努め、交通安全指導や、登下校の安全指導を行います。
3. 各地域との連絡・調整にあたります。

第30条 特別委員会

1. 必要がある場合、会長は理事会の承認を得て、特別委員会を設けることができます。また、特別委員会は、設置の主旨にそって活動します。

第 1 1 章 会則・規定の改正

第 3 1 条 この会則・規定は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、改正することができます。ただし、規定については、書面またはこれに準ずる方法で、全会員の 3 分の 2 以上の賛成により議決することもできます。この場合は、次の総会にて報告することを要します。

<附則> この会則は、2 0 0 0 年 4 月 2 1 日より施行します。

2 0 1 1 年 4 月 一部改正

2 0 1 5 年 4 月 一部改正

2 0 1 6 年 4 月 一部改正

2 0 1 8 年 1 月 第 2 章 第 4 条 第 4 項 追加

第 4 章 第 6 条 一部改正

第 6 章 第 1 2 条～第 1 5 条 一部改正

第 7 章～第 9 章 追加

第 1 0 章 第 2 4 条～第 3 0 条 一部改正

第 1 1 章 一部改正

2 0 1 9 年 4 月 第 1 0 章 第 2 5 条 一部改正

2 0 2 1 年 4 月 第 6 章 第 1 2 条・第 1 5 条 一部改正

第 1 0 章 第 2 4 条・第 2 5 条 一部改正

2 0 2 2 年 4 月 第 6 章 第 1 5 条 一部改正

第 1 0 章 第 2 5 条 一部改正

2 0 2 3 年 4 月 第 6 章 第 1 2 条・第 1 5 条 一部改正

第 8 章 第 1 7 条・第 1 9 条 一部改正

第 1 0 章 第 2 3 条・第 2 5 条・第 2 8 条 一部改正

2 0 2 4 年 4 月 第 1 章 第 2 条 一部改正

福山市立西小学校 P T A 慶弔規定

- I. 本規定は P T A 会員の親睦を図り、吉凶慶弔を共にするための細則として規定します。
- II. 教職員の転退任の場合は、記念品を贈呈します。
- III. 会員及びその家族に死亡があった時は、次の規定によって香料を贈り、会葬します。
 - (1) 会員本人・・・・・・・・金五千円也（※弔電を打つ）
 - (2) 児童・・・・・・・・金五千円也（※弔電を打つ）
 - (3) 教職員の一親等・・・金五千円也（※弔電を打つ）
- IV. 特別の事情がある場合は、会長・副会長で協議決定し、理事会に報告します。

<附則> この規定は、2000年4月21日より施行します。
2018年1月・・・・一部改正

福山市立西小学校 P T A 個人情報取扱規定

(目的)

- I. この個人情報取扱は、福山市立西小学校 P T A（以下「この会」）が取得・保有する個人情報の適正取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とします。

(指針)

- II. この会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行います。活動においても個人情報の保護につとめ、要配慮個人情報は取り扱わないものとします。

(周知)

- III. 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知します。

(利用目的)

- IV. この会では個人情報を次の目的のために利用します。
 - (1) 会費請求、管理等のための連絡
 - (2) 文書等の送付
 - (3) この会の役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

- V. この会が取り扱う個人情報及び利用の同意について P T A 会長に提出された次の事項とします。

氏名・電話番号・その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

- VI. 1 会員は、取得に同意をした場合であっても、その後の事情により個別の項目または全て

の事項について、同意を取り消すことができます。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除します。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替えます。

(管理)

VII. 1 個人情報は、この会が適正に管理します。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄します。

(第三者提供の制限)

VIII. この会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはできません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(保管及び持ち出し等)

IX. 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとします。

(1) 学外に持ち出す場合には、PTA会長の許可を必要とします。

(2) 記録媒体へ書き込む場合は、PTA所有のものに限定します。

(3) ファイルにはパスワードをかけるなど、流出を防ぐ為に必要な対策を講じ、適正に管理します。

<附則> この会則は、2018年1月15日より施行します。

2021年4月・・・一部改正・追加

インターネット運用に関する規定

(目的)

- I. 本規定は、福山市立西小学校PTA(以下「この会」)におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとします。

(利用目的)

- II. 会員、関係者の個人情報の保護等に努め、この会の活動における情報共有を図るため、インターネットを有効に活用します。また、以下に掲げるような事項をねらいとしてインターネットを利用することができます。この他に新たな事項が発生した場合は、理事会にて協議します。
 - (1) PTA活動の円滑化のため、情報の共有、発信、収集を行います。
 - (2) 会員が、電子メール等を利用して、情報の提供及び収集を行います。
 - (3) 地域との連携を推進するために、質問や意見等を受け付けます。

(管理)

- III. この会は、管理責任者、管理補助者、取扱責任者をおきます。
 - (1) 管理責任者は、PTA会長とします。
 - (2) 管理補助者は、副会長をもってあてます。管理責任者の指示により活動します。
 - (3) 取扱責任者は、書記をもってあてます。管理責任者及び管理補助者の指示により活動します。
- IV. 以下に掲げるような事項を行います。
 - (1) PTA会議室に設置されているPCの管理
 - (2) PCのセキュリティに関する監視と調査
 - (3) 個人情報の保護
 - (4) 人権尊重上の配慮、著作権の保護等の管理・監督
 - (5) 会員への周知
 - (6) 学校との連携

(ホームページの利用)

- V. この会からの案内等の公開は西小学校のホームページ(以下、「西小HP」)上で行い、この会の公的名称を利用し、管理責任者名を明示します。
 - (1) 管理責任者は、適正な発信内容であることを事前に確認します。
 - (2) 西小HPには、本運用規程を掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることを明記します。
 - (3) 西小HPに掲載した内容について、訂正又は削除の要請、著作権侵害の指摘等を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応します。
 - (4) 西小HPには、意見や感想、交流を求めるために、専用の電子メールアドレスを掲載します。

(個人情報の保護)

VI. 個人情報の取り扱いについては「福山市立西小学校PTA個人情報取扱規定」の通りとします。

- (1) インターネットで個人情報を送信する場合、会員の同意を得るものとします。その際、個人情報を発信する趣旨や問題点を十分に説明します。
- (2) 受信した個人情報を編集・加工、再発信は行いません。

(その他・禁止事項)

VII. 以下の事項を遵守します。

- (1) 発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮し、個人・団体を誹謗中傷する情報の送受信、法令に違反するもの、または違反する恐れがある行為をしてはならない。
- (2) 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。
- (3) セキュリティを侵害する行為をしてはならない。
- (4) 上記に定めるもののほかは、別途、管理責任者が定めます。

(免責事項)

VIII. 情報を公開するにあたり、正確性・完全性・有用性等についてでき得る限り精査しますが、インターネット利用に際して生じたいかなる損害に関しても、この会では責任を負いかねます。

〈付則〉本規定は、2022年4月28日より施行します。

《選任規定》

役員選任に関する規定

この規定は、会則第14条にもとづき、役員の選任に関する事項を定めます。

- I. 選出は3学期中に行います。
- II. 新2年生、新3年生、新4年生から各2名を選出します。
- III. 役員は当該年度、委員・係・地域部の選出から除外されます。(兼任不可)
- IV. 新しく選出された役員と留任の役員との互選により役職を決めます。
- V. PTA会長に就任した者は、立候補を除き、以後の本部役員・地域部の選出から除外されます。
- VI. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、以後の本部役員の選出から除外されます。
- VII. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、役員在任中に在籍した児童に対しての委員・地域部の選出から除外されます。

委員選任に関する規定

この規定は、会則第18条にもとづき、委員の選任に関する事項を定めます。

■ 学年部委員

- I. 選出は3学期中に行います。
- II. 立候補を募り各学年より5名選出します。
- III. 新2年生～新6年生については、その進行は、選任時の委員が本部役員の助言のもとに行います。
- IV. 新1年生は入学式後、本部役員進行のもと保護者と協議して選出します。
- V. 当該年度、立候補を除き、役員・係・地域部の選出から除外されます。(兼任不可)
- VI. 総務部の部長・副部長は委員の中から互選します。その際、他の役員・地域部との兼任者は選出から除外されます。
- VII. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、役員在任中に在籍した児童に対してのすべての委員の選出から除外されます。
- VIII. 委員を経験した者は、立候補を除き、該当する児童に対しての役員・委員の選任から除外されます。

■ 難聴学級代表・支援学級代表

- I. 選出は3学期中に行います。
- II. 全学年より各1名選出します。
- III. 当該年度、立候補を除き、役員・係・地域部の選出から除外されます。(兼任不可)
- IV. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、委員の選出から除外されます。

■ 会計監査委員

- I. 任期終了の本部役員より選出します。
- II. この会の会計の監査をし、総会に結果を報告します。
- III. 当該年度、立候補を除き、役員・係・地域部の選出から除外されます。(兼任不可)

地域部選任に関する規定

この規定は、会則第21条にもとづき、地域部の選任に関する事項を定めます。

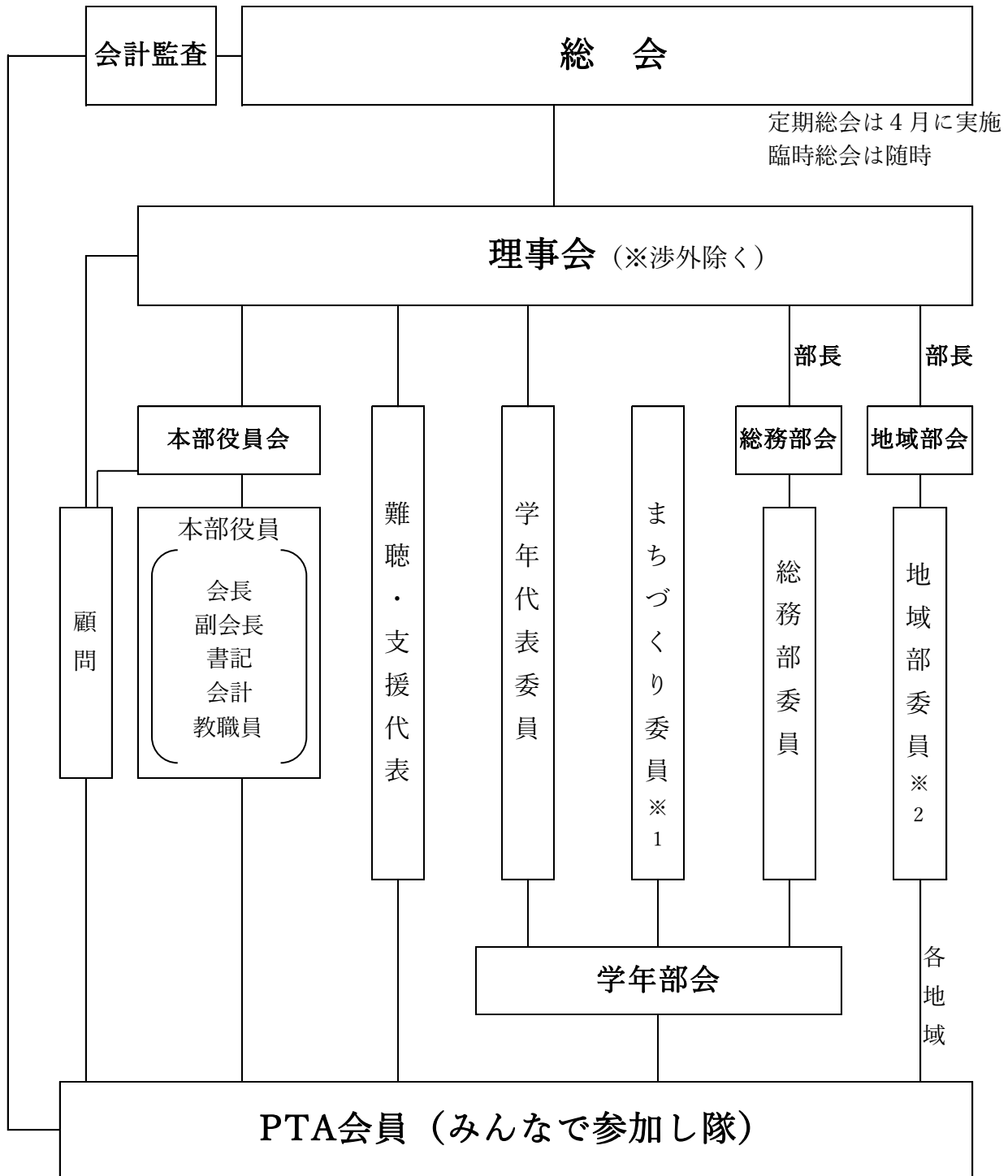
- I. 選出は3学期中に行います。
- II. 立候補を募り、地域毎に選出します。
- III. 当該年度、立候補を除き、役員・委員・係の選出から除外されます。(兼任不可)
- IV. 部長・副部長は地域部の中から互選します。その際、他の役員・委員との兼任者は選出から除外されます。
- V. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、役員在任中に在籍した児童に対しての地域部の選出から除外されます。
- VI. P T A会長に就任した者は、地域部の選出から除外されます。
- VII. 地域部を経験した者は、立候補を除き、以後の地域部の選出から除外されます。

<附則> この選任規定は、2018年1月15日より施行します。

2023年4月・・・一部改正

2024年4月・・・一部改正

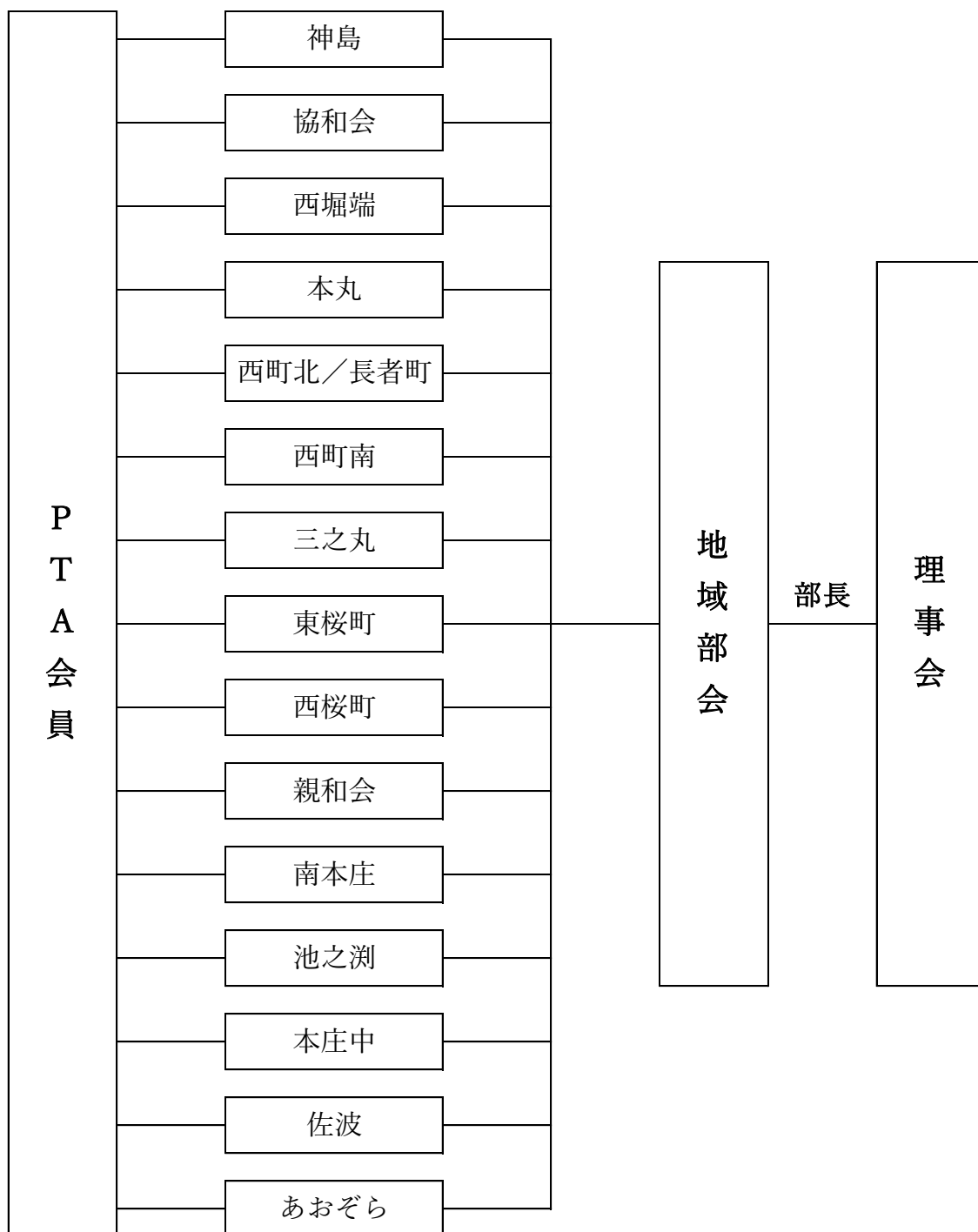
福山市立西小学校 P T A 組織図



※1 まちづくり委員・・・西学区まちづくり推進委員会への出向委員
(健康づくり部会、環境部会、安全部会、文化部会、総務部会)

※2 地域部委員・・・各地域について組織図参照

福山市立西小学校 P T A ／ 地域部組織図



※地域部委員 各1名／補佐 各1名 各地域より選出します。
 選出された委員の中から、部長を選定します。
 地域部長は、理事会の理事となります。